

ご存じですか？電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されています

(※ 申告所得税・法人税に限る)

保存すべき電子データとは？



◆ 紙でやり取りしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ



- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- インターネットからダウンロード等した請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
- 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
- 自社のインターネットHPで請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を提供

※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて、次の要件を満たした上で保存することが必要です。

- ① 改ざん防止のための措置をとる（詳細は裏面①へ）
- ② 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする（詳細は裏面②へ）

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（税務職員にデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合であって、以下のいずれかに該当する方は②の「日付・金額・取引先」での検索要件は不要です。

- ・ 令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて、2年(期)前の売上高が5,000万円以下である方
- ・ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている方（令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて適用）

- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける

システムの整備が間に合わない場合は？

電子取引データの保存について猶予措置が整備されています

次の(1)と(2)の要件を**いずれも満たしている場合**、改ざん防止や検索機能などの対応は不要となり、**電子取引データを単に保存**するだけでよいこととされました。

※ 令和6年1月1日以後にやり取りした電子取引データについて適用

- (1) 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- (2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

① 「改ざん防止のための措置をとる」とは？

◆ 次の1～4のいずれかの対応が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 保存するデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する

システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HPでサンプルを掲載しています](#)ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



② 「日付・金額・取引先で検索できるようにする」方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「日付・金額・取引先」で検索できる次のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることになります。

1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で「日付・金額・取引先」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

2 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20230118	100000	A社	請求書
2	20230124	200000	B社	契約書
3	20230201	100000	A社	領収書
...				
50	20231231	500000	C社	請求書

(例)

2023年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20230131_100000_(株)A」



- 20230131_100000_(株)A.pdf
- 20230303_180000_(株)B.msg
- 20230424_350000_(株)C.pdf

次の制度の導入も併せてご検討ください。

電子帳簿等保存

税法上保存が必要な帳簿や書類をパソコンなどで作成した場合に、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。

また、下記の要件を満たした「優良な電子帳簿」を備付け及び保存をすることで、様々な特典を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置等について

申告所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の要件に加え、①～③の全てを備えている場合には、その帳簿に関連する過少申告があっても過少申告加算税が5%軽減される措置や青色申告特別控除(65万円)の適用を受けることができます。

- ① 訂正削除履歴の保存
- ② 帳簿間の相互関連性
- ③ 取引等の日付・金額・取引先に関する検索機能

届出書はこちら→



注意点!!

- ・ 軽減措置の適用を受けるためには、あらかじめ届出書を提出する必要があります
- ・ 適用を受けるためには、軽減措置の対象となる帳簿の範囲に記載されるすべての取引について優良な電子帳簿の要件を満たして記録する必要があります

電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→

